

兵庫県公報

令和元年11月22日 金曜日 第60号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土地改良区の設立認可（同）	1
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要（環境整備課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（阪神南県民センター）	5
公 告	
○ 入札公告（企画県民部総務課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	10

告 示

兵庫県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和元年11月7日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
倭文長田土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	倭文長田地区	令和元年11月22日から 同 年12月12日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
太市西部土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	太市西部地区	令和元年11月8日



兵庫県告示第585号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課に提出すること。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請書の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 大阪市浪速区日本橋四丁目3番14号
 三神環境開発株式会社
 代表取締役 上 嶋 稔
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 三木市口吉川町大島字池ノ谷428番 外49筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ 産業廃棄物の最終処分場（安定型）
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
 面積 65,670平方メートル
 容量 965,140立方メートル
- (6) 申請年月日
 令和元年7月22日

2 縦覧期間

令和元年11月22日（金）から同年12月23日（月）まで

3 縦覧場所

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課及び北播磨県民局県民交流室環境課



兵庫県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和元年11月1日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

姫路市林田町下伊勢地先から林田町上伊勢地先まで



兵庫県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び用地測量）

2 作業期間

令和元年11月1日から令和2年3月25日まで

3 作業地域

高砂市阿弥陀一丁目地内



兵庫県告示第588号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年11月1日から令和2年3月25日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町五十波地内



兵庫県告示第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和元年11月20日から令和2年3月25日まで

3 作業地域

丹波市青垣町中佐治地内



兵庫県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年11月6日から同年12月27日まで

3 作業地域

尼崎市武庫町一丁目地内



兵庫県告示第591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和元年11月8日から同年12月28日まで

3 作業地域

尼崎市大庄川田町地内



兵庫県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年11月18日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

西宮市津門飯田町、甲子園口五丁目及び甲子園口六丁目地内



兵庫県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）

2 作業期間

令和元年12月1日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

加東市全域



兵庫県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年6月6日から同年10月31日まで

3 作業地域

豊岡市但東町三原地内



兵庫県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月22日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	姫路市御国野町国分寺字天ガ549番1から 同 市御国野町国分寺字西ノ久保534番13 まで	旧	13.0から 30.0まで	34.0	
		新	13.0から 30.0まで	34.0	
国道 3 1 2 号	姫路市御国野町国分寺字天ガ549番1から 同 市御国野町国分寺字天ガ549番1まで	旧	16.0から 20.0まで	15.0	
		新	16.0から 21.0まで	15.0	
県道 姫 路 上 郡 線	姫路市相野字池ノ内610番から 同 市相野字平山910番2まで	旧	8.0から 24.0まで	163.0	
		新	9.0から 24.0まで	163.0	
県道 西 田 原 姫 路 線	姫路市豊富町豊富字越水885番6から 同 市豊富町豊富字越水883番1まで	旧	9.0から 10.0まで	38.0	
		新	9.0から 11.0まで	38.0	
県道 西 田 原 姫 路 線	姫路市砥堀字林ノ谷1400番23から 同 市砥堀字林ノ谷1400番22まで	旧	12.0から 22.0まで	86.0	
		新	12.0から 43.0まで	86.0	



兵庫県告示第596号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年11月22日

河川管理者

阪神南県民センター長 成 岡 英 彦

1 行うべき措置の内容

二級河川武庫川水系武庫川の河川区域内にある別表に掲げる工作物の除却

2 河川管理者の監督処分

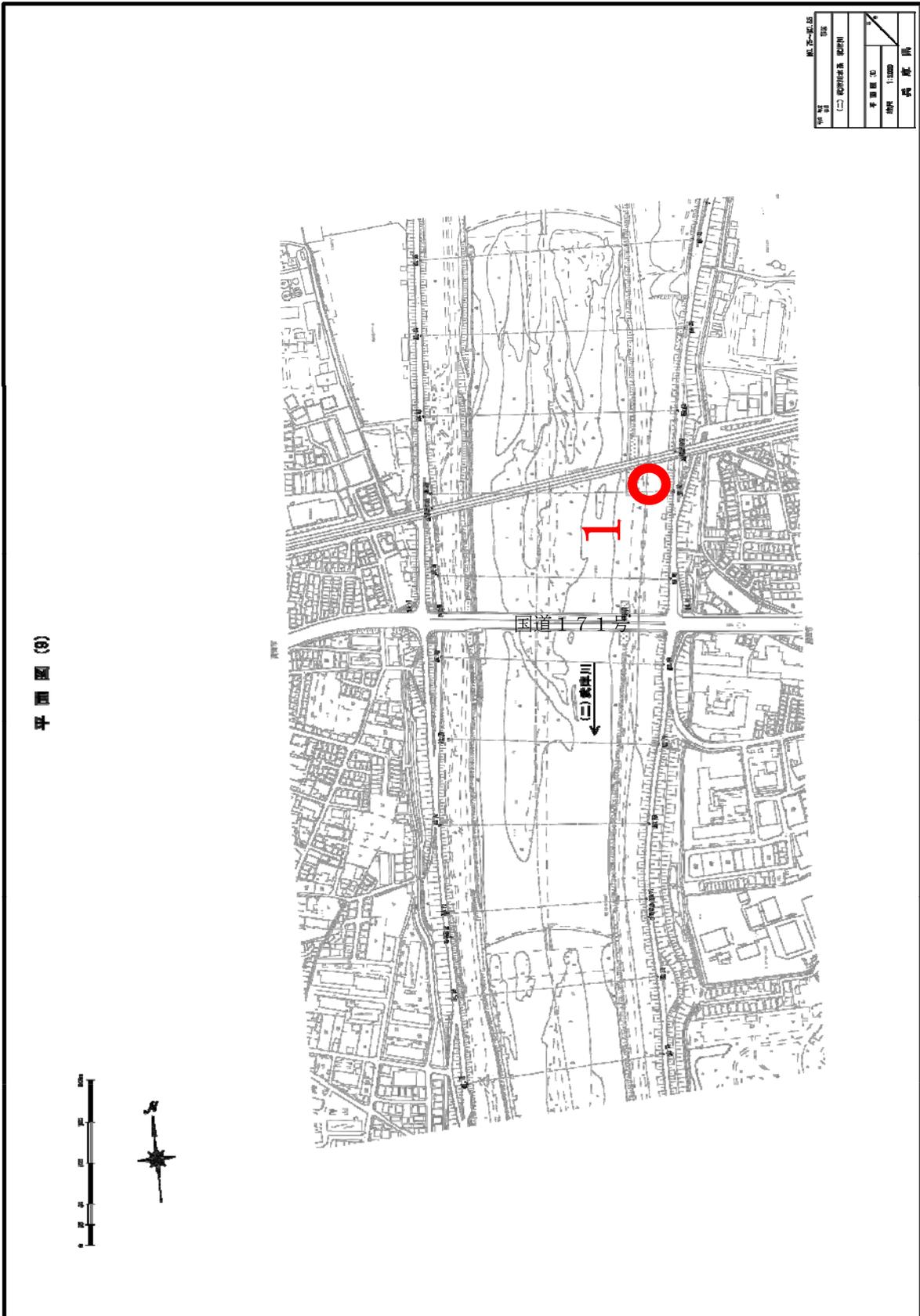
1に掲げる措置を命ずべき者が、令和元年12月22日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

整理 番号	所在場所	工作物（名称、寸法・数量）	
1	尼崎市常松1丁目38地先	① 物置（青色）	1.23メートル×0.76メートル =0.94平方メートル
		② 木製いす	2.00メートル×0.58メートル =1.16平方メートル
		③ 木製とんぼ	3本
		④ 鉄製とんぼ	1本
		⑤ 竹ぼうき	1本
		⑥ 単管（直径5センチメートル）	3.00メートル・3本
		⑦ 単管（直径5センチメートル）	3.75メートル・1本
		⑧ 単管（直径5センチメートル）	4.00メートル・1本

備考 工作物の詳細な所在場所は、別図のとおり

平面図(9)



縮尺	縮尺	縮尺
(一) 縮尺	(二) 縮尺	(三) 縮尺
縮尺	縮尺	縮尺
縮尺	縮尺	縮尺

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県自治研修所ほか17施設で使用する電気
予定数量11,406,621キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出入局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和元年11月22日(金)から同年12月12日(木)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 担当 岡田

電話(078)341-7711 内線6056

- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
令和元年11月25日（月）から同年12月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 令和2年1月20日（月）午前10時から
場所 兵庫県企画県民部企画財政局総務課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和2年1月17日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月16日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
 - (4) 入札参加者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年12月12日（木）午後5時までに提出すること。
イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
 - コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
 - (6) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
 要作成
 - (8) 落札者の決定方法
 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (9) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:
 Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
 - (2) Nature and quantity of the services to be required:
 Supply of electric power, 11,406,621kWh/1 year
 - (3) Fulfillment period:
 From April 1, 2020 through March 31, 2021
 - (4) Location:
 As per designated by the head of the procuring entity in specification
 - (5) Deadline for tender:
 17:00 January 17, 2020 by direct delivery
 17:00 January 17, 2020 by mail
 - (6) Person to contact concerning the notice:
 Mr. Okada, General Affairs Division, Civil Policy Planning & Administration Department, Hyogo Prefectural Government
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 TEL (078)341-7711 Ext. 6056

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第75号

自由民主党宍粟市支部、自由民主党兵庫県第一選挙区支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部、自由民主党兵庫県第四選挙区支部、日本維新の会参議院兵庫県選挙区第2支部、輝SEKI—CLUB、杉田水脈なでこの会、かだ裕之後援会、飯島よしお後援会、兵庫県歯科医師連盟丹波市支部、兵美会から提出された平成29年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和元年11月22日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党宍粟市支部の欄中

「 1 収入総額	208,503	
前年繰越額	208,501	を
本年收入額	2	」

「 1 収入総額	308,503	
前年繰越額	208,501	に、
本年收入額	100,002	」
「 3 本年收入の内訳		
その他の収入	2	を
「 3 本年收入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000	に改める。
自由民主党兵庫県第十二選挙区支部	100,000	
その他の収入	2	」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第一選挙区支部の欄中		
「 1 収入総額	68,567,321	
前年繰越額	12,914,550	を
本年收入額	55,652,771	」
「 1 収入総額	69,267,321	
前年繰越額	12,914,550	に、
本年收入額	56,352,771	」
「 寄附	26,734,268	
個人分	11,234,268	を
団体分	5,210,000	
政治団体分	10,290,000	」
「 寄附	27,434,268	
個人分	11,234,268	に、
団体分	5,210,000	
政治団体分	10,990,000	」
「 兵庫県石油政治連盟	300,000	神戸市中央区
兵庫県柔道整復師政治連盟	100,000	同 市兵庫区
日本商工連盟	100,000	東京都中央区
日本造船協力集団政治連盟	200,000	同 都港区
T K C 全国政経研究会	100,000	同 都新宿区
兵庫県歯科医師連盟	500,000	神戸市中央区
全国産業廃棄物連合会政治連盟	100,000	東京都港区
神戸市医師連盟	500,000	神戸市灘区
兵庫県建築士事務所政経研究会	200,000	同 市中央区
兵庫県医師連盟	1,100,000	同 市同 区
宮沢会	100,000	東京都千代田区
兵庫県薬剤師連盟	200,000	神戸市中央区
日本弁護士政治連盟	100,000	東京都千代田区
日本建築士事務所政経研究会	300,000	同 都中央区
旅館ホテル政経懇話会	100,000	同 都千代田区
東京都トラック運送事業政治連盟	100,000	同 都新宿区
年間5万円以下のもの	290,000	」
「 兵庫県石油政治連盟	300,000	神戸市中央区
日本柔道整復師政治連盟	100,000	東京都台東区
日本商工連盟	100,000	同 都中央区
日本造船協力集団政治連盟	200,000	同 都港区

TKC全国政経研究会	100,000	同 都新宿区	
兵庫県歯科医師連盟	300,000	神戸市中央区	
日本歯科医師連盟	200,000	東京都千代田区	
全国産業廃棄物連合会政治連盟	100,000	同 都港区	
神戸市医師連盟	500,000	神戸市灘区	
兵庫県建築士事務所政経研究会	200,000	同 市中央区	に改める。
兵庫県医師連盟	1,100,000	同 市同 区	
宮沢会	100,000	東京都千代田区	
兵庫県薬剤師連盟	200,000	神戸市中央区	
日本弁護士政治連盟	100,000	東京都千代田区	
日本建築士事務所政経研究会	300,000	同 都中央区	
旅館ホテル政経懇話会	100,000	同 都千代田区	
東京都トラック運送事業政治連盟	100,000	同 都新宿区	
全日本トラック事業政治連盟	500,000	同 都同 区	
総合政策研究会	200,000	明石市	
年間5万円以下のもの	290,000		」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中			
「 1 収入総額	147,792,297		
前年繰越額	68,381,053	を	
本年收入額	79,411,244	」	
「 1 収入総額	147,592,297		
前年繰越額	68,381,053	に、	
本年收入額	79,211,244	」	
「 寄附	18,009,676		
団体分	13,999,676	を	
政治団体分	4,010,000	」	
「 寄附	17,809,676		
団体分	13,999,676	に、	
政治団体分	3,810,000	」	
「 近畿税理士政治連盟	100,000	大阪市中央区	
TKC全国政策研究会	200,000	東京都新宿区	を
清和政策研究会	3,000,000	同 都千代田区	」
「 近畿税理士政治連盟	100,000	大阪市中央区	に改める。
清和政策研究会	3,000,000	東京都千代田区	」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第四選挙区支部の欄中			
「 1 収入総額	47,122,811		
前年繰越額	1,688,611	を	
本年收入額	45,434,200	」	
「 1 収入総額	47,182,811		
前年繰越額	1,688,611	に、	
本年收入額	45,494,200	」	
「 機関紙誌の発行その他の事業による収入	10,790,000		
藤井ひさゆき政経セミナー	10,380,000	を	
「 機関紙誌の発行その他の事業による収入	10,850,000		
藤井ひさゆき政経セミナー	10,440,000	」	に改める。

収支報告書の要旨（政党の支部）の日本維新の会参議院兵庫県選挙区第2支部の欄中

「 2 支出総額	1,604,120	」を
「 2 支出総額	7,473,619	」に、
「 経常経費	1,202,720	を
人件費	299,728	」
「 経常経費	2,723,011	に、
人件費	1,820,019	」
「 政治活動費	401,400	
組織活動費	333,400	を
機関紙誌の発行その他の事業費	30,000	
宣伝事業費	30,000	」
「 政治活動費	4,750,608	
組織活動費	333,400	に改める。
機関紙誌の発行その他の事業費	4,379,208	
宣伝事業費	4,379,208	」

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体）の輝SEK I—CLUBの欄中

「 1 収入総額	6,470,582	
前年繰越額	622	を
本年收入額	6,469,960	」
「 1 収入総額	6,670,582	
前年繰越額	622	に、
本年收入額	6,669,960	」
「 年間5万円以下のもの	2,592,716	」を
「 年間5万円以下のもの	2,592,716	
〔政治団体分〕		に改める。
TKC全国政経研究会	200,000	東京都新宿区

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体）の杉田水脈なでしこの会

「 2 支出総額	5,772,831	」を
「 2 支出総額	5,972,831	」に、
「 政治活動費	2,203,895	」を
「 政治活動費	2,403,895	」に、
「 寄附・交付金	1,600,000	」を
「 寄附・交付金	1,800,000	」に改める。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）のかだ裕之後援会の欄中

「 1 収入総額	2,314,851	
前年繰越額	1,401,851	を
本年收入額	913,000	」
「 1 収入総額	2,319,851	
前年繰越額	1,401,851	に、
本年收入額	918,000	」
「 寄附	913,000	を
個人分	913,000	」
「 寄附	918,000	に、
個人分	918,000	」
「 年間5万円以下のもの	13,000	」を
「 年間5万円以下のもの	18,000	」に改める。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の飯島よしお後援会の欄中

「 1 収入総額	7,193,000	
本年收入額	7,193,000	」を

「 1 収入総額	8,325,146			
本年收入額	8,325,146		」	に、
「 寄附	7,193,000			
個人分	7,193,000		」	を
「 寄附	7,193,000			
個人分	7,193,000			
借入金	1,032,146			
飯 島 義 雄	1,032,146			に、
その他の収入	100,000			
借受金	100,000		」	
「 龍 田 信 也	1,000,000	同 市		
年間5万円以下のもの	893,000		」	を
「 龍 田 信 也	1,000,000	同 市		
大 西 政 一	100,000	同 市		
前 田 由紀江	100,000	同 市		
年間5万円以下のもの	693,000			に改める。
6 資産等の内訳				
〔借入金〕				
飯 島 義 雄	1,032,146		」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟丹波市支部の欄中				
「 2 支出総額	75,130		」	を
「 2 支出総額	115,130		」	に、
「 政治活動費	70,000			
寄附・交付金	70,000		」	を
「 政治活動費	110,000			
寄附・交付金	70,000			に改める。
その他の経費	40,000		」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵美会の欄中				
「 1 収入総額	439,075			
前年繰越額	158,275			を
本年收入額	280,800		」	
「 1 収入総額	439,275			
前年繰越額	158,275			に、
本年收入額	281,000		」	
「 個人の党費・会費（1,398人）	280,800		」	を
「 個人の党費・会費（1,398人）	281,000		」	に改める。